

復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興のために、新たに創設された制度などをお知らせします。

所得税の軽減または免除

古川税務署 ☎21711

震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、特例により平成二十二年分の所得税の軽減・減免を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けられる場合があります。

◆必要な書類

- 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などの分かるもの
- 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額の分かるもの
- 災証明書または被災証明書
- 還付金の振込み先口座番号の分かるもの
- 平成二十二年分確定申告が済んでいる人は、その控え。確定申告を終えていない人は通常の確定申告に必要な書類（例えば源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

なお、他地域から避難している人でも古川税務署で受け付けします。

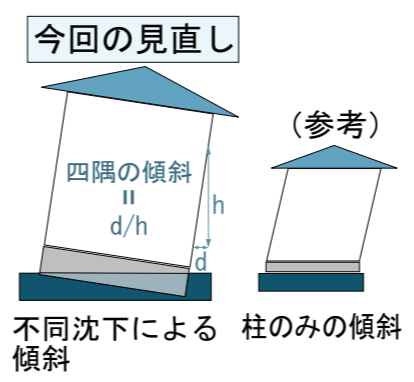
住家被害認定の見直し

古川税務課 ☎22162

災証明書発行の前提となる住家の被害認定は、国の指針に基づいて、基礎や柱、外壁、屋根などの各部位の損害割合を算出し、住家の被害の程度を判定しています。去る五月二日、国は、東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態を踏まえ、その調査・判定方法の見直し

傾斜による被害程度の判定基準

傾斜の平均	被害の程度
1/20 以上	全壊
1/60 以上 1/20 未満	大規模半壊
1/100 以上 1/60 未満	半壊



を行いました。今回の見直しにより、基礎と柱が一体的に傾く不同沈下があった場合、傾きが二十分の一（高さ百二十センチ）に対し水平方向に六センチ）以上の場合「全壊」（従来通り）ですが、六十分の一以上二十分の一未満の傾きを大規模半壊、百分の一以上六十分の一未満を半壊と判定することになります。四月以前に調査が行われた住家は、従前の判定方法で行われており、液状化等で不同沈下や傾きが見られる場合、再調査を行いますので税務課までお申し出ください。

医療機関等の一部負担金等の猶予・免除

保険給付課 ☎236051

震災で被災した、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、医療機関等で支払う一部負担金等の猶予期間が、六月末日まで延長されました。

また、七月一日（金）以降は、免除証明書の提示が必要になりますので、要件に該当する人は、免除申請の手続きをしてくださいます。

◆対象者

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者（震災の発生以後本市に転入された人を含む）で別表の①～⑥のいずれかに該当する人

※六月末日までは、健康保険証や身分証明書等の提示がなくても、医療機関等での旨を申し出ることで、医療費の一部負担金等の支払いが猶予されます。

◆申請期間

六月十三日（月）～七月二十九日（金）

◆申請場所

保険給付課（市役所本庁舎）

対象者	必要な書類
① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	災証明書
② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
③ 主たる生計維持者が行方不明の人	警察に届け出している行方不明者届けなど
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	事業の廃止・休止届など
⑤ 主たる生計維持者が失業し、収入がない人	離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

介護保険サービスの利用者負担の減免

高齢介護課 ☎236125

震災で被災し、介護サービス事業所等で利用料の支払いの猶予を受けている人の猶予期間が、五月末で終了しました。

引き続き利用料の支払いが困難な人は「介護保険利用者負担額減額・免除」の申請手続きが必要になります。軽減、減額・免除には要件や提出書類がありますのでお問い合わせください。

市長コラム 天・地・人



復興へ向けて頑張ろう！

今、復旧から復興に向けて胎動を感じております。鳴子温泉地域の川渡で「復興へ頑張ろう！菜の花フェスティバル」が、市民手づくりで開催されました。菜の花は、塩害に強く、放射性物質を吸収する働きやバイオディーゼル燃料として利用できることから、復興の象徴、灯火として期待されています。当日は、鳴子温泉に滞在する避難者や市民千五百人が集い、沿岸部の首長、さとう宗幸さん、杜けあきさんも駆け付け、復興を誓い合いました。

平泉が、東北で初めて世界文化遺産に登録されたことが現実化してきました。朗報です。平泉は藤原清衡が浄土（平和）を目指した都であること、マルコ・ポーロの東方見聞録で黄金の国ジパングと世界へ紹介されたことなどを重ね合わせると、震災から復興への象徴、東北観光復興への起爆剤と力を切望します。

また、震災の影響で遅れていたセントラル自動車宮城県へ全面移管され、復興につながる、ものづくり東北が着実に稼働しました。本市出身の藤岡奈穂子さんがWBC女子ミニフライ級王座を獲得、新チャンピオン誕生は復興に励みと躍動を与えてくれました。これら復興への動きに元気をいただき、大崎市復興計画の早期策定を進めてまいります。

市民皆様のご参加とご協力を切望します。

大崎市長 伊藤 康志

災害ごみ一時保管所			
地域	場所	受け入れ日	受け入れ品目
古川	環境保全課 ☎23-6074	毎週水曜日および第1・3・5日曜日を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類
		毎週日曜日および第2・4土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類
松山	総合支所総務課 ☎55-2111	日曜日、月曜日、火曜日、水曜日のみ受け入れ	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
			家屋廃材（木材、木くず）
三本木	総合支所総務課 ☎52-5830		家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
鹿島台	総合支所総務課 ☎56-7111		コンクリートブロック、瓦類、土壁
岩出山	総合支所総務課 ☎72-1211	総合支所総務課へお問い合わせください	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
田尻	総合支所総務課 ☎39-1111	日曜日、月曜日、火曜日、水曜日のみ受け入れ	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。
 ※古川地域は、「災証明書」「被災証明書」の交付を受けた個人または申請中の個人が対象です。事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。申請は震災で被害を受けた世帯員に限ります。申請には、①搬入する車両ナンバー②搬入者の住所、氏名、連絡先③解体家屋の坪数④搬入期間の記入が必要です。
 ※「かやぶき屋根のかや」を搬入する場合は、事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。
 ※「アスベストを含む廃材」は法令に基づく適切な処理が必要です。環境保全課 ☎23-6074 までお問い合わせください。